

地域協議会だより

発行日 令和2年3月1日
発行人 清里区地域協議会
会長 笹川 幹男
第58号
編集委員 山川 正平
涌井 博道

地域協議会活動報告

第9回地域協議会

【1月23日(木)】

★報告事項

- 総合事務所の時間外受付の見直し概要等について
- 地域協議会委員の改選について

★協議事項

- 令和2年度地域活動支援事業採択方針等について
 - ・令和2年度の地域活動支援事業について協議した結果、採択すべき事業については、配分額の範囲内で共通審査基準の評点の高いものから順に採択し、配分額を超えた場合はその都度協議し決定することとしました。(裏面参照)
- 地域協議会活動報告会の開催について
 - ・令和2年4月に地域協議会委員の任期満了を迎えるにあたり、多くの方から地域協議会のことを知っていただくため、活動報告会を次のおり開催することに決定し

ました。

- ・開催日時 3月6日(金)午後6時30分から午後8時
- ・会場 清里区コミュニティプラザ3階多目的ホール
- 自主的審議事項「空き家対策」について
 - ・地域協議会で検討していた空き家対策について、町内会長の協力を得て、空き家に関するアンケート調査を実施し、その結果や今後の取組について協議しました。



令和元年度地域協議会の活動実績(12月末現在)

★主な協議内容等

- 4月26日(金) 第1回地域協議会(総合事務所)
 - ・地域活動支援事業の提案事業の状況、審査に向けての日程を決定しました。
- 5月20日(月) 第2回地域協議会(総合事務所)
 - ・地域活動支援事業の審査方法について説明し、事業提案のプレゼンテーションを実

施しました。

- 5月27日(月) 第3回地域協議会(総合事務所)
 - ・地域活動支援事業の審査、採択事業を決定しました。
 - ・自主的審議事項の具体的課題について協議を行い、「空き家対策」として協議していくこととしました。

- 6月24日(月) 第4回地域協議会(総合事務所)
 - ・地域活動支援事業の採択事業の内容変更について、協議を行いました。
 - ・自主的審議事項「空き家対策」について、今後具体的な協議方法について意見交換を行いました。

- 6月29日(土) 4区地域協議会委員合同研修会(牧区新柳)
 - ・「上南地区地域づくり協議会」会長の伊藤幸雄氏から、上南地区での地域づくり活動について講演いただき、講演後、講師との意見交換を行いました。

- 7月26日(金) 地域協議会視察研修会(長野県木島平村)
 - ・地域おこし協力隊の受入れ

体制、業務内容、任期満了後の状況について

- ・村営バスの運営について
- ・移住支援・空き家の利活用について研修を行いました。
- 9月6日(金) 第5回地域協議会(総合事務所)
 - ・自主的審議事項「空き家対策」に関する取組の一環として、市や国の制度の研修や区内の空き家の現状について、現地調査を行いました。

- 10月23日(水) 第6回地域協議会(総合事務所)
 - ・地域活動支援事業の目的・効果に照らした再度の見直しについて協議を行いました。

- 11月21日(木) 第7回地域協議会(総合事務所)
 - ・自主的審議事項「空き家対策」に関するアンケート調査の実施について協議を行いました。

- 12月18日(水) 第8回地域協議会(総合事務所)
 - ・令和2年度上越市地域活動支援事業の採択方針等の検討を行いました。



令和2年度清里区の採択方針

清里区の地域課題の解決や地域の活性化に取り組む活動を支援します。

「私たちの地域を、もっと住みやすくする」ために、地域住民等が自主的・主体的に取り組む、新規性・発展性のある事業を優先して採択します。

1 地域活動支援事業の目的

身近な地域における課題解決や地域の活力向上に向け、住民の自発的・主体的な地域活動を推進します。

2 優先して採択する事業

- (1) 地域の健康福祉・青少年の健全育成を図る事業
- (2) 地域の歴史文化・スポーツ活動を図る事業
- (3) 地域の環境改善、景観づくり、自然環境保全を図る事業
- (4) 地域の資源を活かした地域振興及び地域を担う人づくりを図る事業
- (5) 地域の安全・安心を図る事業



3 その他の事業

優先して採択する事業以外に、地域の課題を主体的に捉え、広く地域の活性化につながる事業

【運用方法】

1 補助率・補助限度額等

- (1) 補助率は、補助対象経費の100%以内とし、審査の結果、申請金額の減額や補助率を引き下げることがあります。
- (2) 備品購入を行う場合は、レンタル等で導入費用を節減できない理由や後年度の活用予定、管理体制を明確にした任意の書類を申請時に添付してください。
- (3) 補助金額は1件5万円以上とする。ただし、千円未満を切り捨てた額とします。

2 審査方法及び採択基準等

- (1) 書類審査のほか、プレゼンテーションを原則として行います。
- (2) 基本審査、採択方針の審査は、地域活動支援事業の目的、清里区の採択方針それぞれについて、審査する委員の過半数が「不適合」とした場合は不採択とします。
- (3) 共通審査基準は、各項目それぞれ5点満点とし、傾斜配点はしません。
- (4) 共通審査基準を審査する委員全員の評点の平均点が15点未満の場合は不採択とし、補助金額については、15点が90%、16点が92%、17点が94%、18点が96%、19点が98%、20点以上が100%の補助率を補助金希望額に乗じた額を基本とします。
- (5) 採択すべき事業及び補助金額は、清里区への配分額の範囲内で共通審査基準の評点の高いものから順に採択します。なお、配分額を超過した場合の対応はその都度協議し決定します。

※__部分が令和2年度変更となります。

★ 清里区地域協議会活動報告会

日 時：令和2年3月6日(金) 午後6時30分から午後8時

会 場：清里コミュニティプラザ 3階 多目的ホール

内 容：(1) 地域協議会の活動報告 (2) 地域活動支援事業の事例発表 (3) 令和2年度地域活動支援事業の説明
(4) 地域協議会委員の公募について説明

※参加申し込みは不要です。直接会場にお越しください。

★ 令和2年度地域活動支援事業の事前相談

期 間：令和2年3月2日(月) から3月31日(火) (土日、祝日は除きます) ※相談日時を事前にご連絡ください。

会 場：清里区総合事務所(総務・地域振興グループ 地域振興班) TEL 025-528-3111